

現行 (令和5年度版)							改訂版 (令和6年度版)							改定理由				
品質管理基準及び規格値 (案)							品質管理基準及び規格値 (案)											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時間・頻度	概要	試験成績表欄による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時間・頻度	概要	試験成績表欄による確認	
1.セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	1.セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	諸基準類の改定にともなう
1.セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より深いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	1.セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より深いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	諸基準類の改定にともなう
1.セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	1.セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	諸基準類の改定にともなう
1.セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	凍結せりの水質試験	JIS A 5308附属書 JC	転輸物質の量: 2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/ℓ以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	1.セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	凍結せりの水質試験	JIS A 5308附属書 JC	転輸物質の量: 2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/ℓ以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる
1.セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	凍結せりの水質試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書 JC	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラップ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	1.セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	凍結せりの水質試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書 JC	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラップ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる
1.セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造 (プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー (スラップ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭橋 (場所打杭、非開基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	1.セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造 (プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー (スラップ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭橋 (場所打杭、非開基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	諸基準類の改定にともなう
1.セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造 (プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スラップ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭橋 (場所打杭、非開基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	1.セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造 (プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スラップ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭橋 (場所打杭、非開基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	諸基準類の改定にともなう

現行 (令和5年度版)										改訂版 (令和6年度版)										改定理由
品質管理基準及び規格値 (案)										品質管理基準及び規格値 (案)										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時間・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時間・頻度	摘要	試験成績表等による確認	改定理由		
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m以下	コンクリートの打設が午前と午後または前日または、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数とは別とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50m未満の場合には1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m以上の場合は、50mごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018、503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打ち、非簡基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高橋等)、擁壁工(高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m以下	コンクリートの打設が午前と午後または前日または、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数とは別とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018、503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打ち、非簡基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高橋等)、擁壁工(高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		JSCE規準改定			
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時、構造物の重要度と工事の規模に応じて20ml~150mlごとに1回 なお、テストピースは打設場で採取し、1回につき6個(φ7・3個、φ28~3個)とする。 ・早乾セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(φ3)を追加で採取する。	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50m未満の場合には1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m以上の場合は、50mごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打ち、非簡基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高橋等)、擁壁工(高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値) ・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20ml~150mlごとに1回 なお、テストピースは打設場で採取し、1回につき6個(φ7・3個、φ28~3個)とする。 ・早乾セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(φ3)を追加で採取する。		JIS改正				
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/年以上及び産地が変わった場合。		○	4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○	諸基準類の改定にともなう		
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準値より低いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準値より低いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	諸基準類の改定にともなう		
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	1回/年以上及び産地が変わった場合。	砂、砂利： 製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。	○	4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 製作開始前、1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 製作開始前、1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	○	諸基準類の改定にともなう			
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる		
15 転圧コンクリート	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	15 転圧コンクリート	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる		
15 転圧コンクリート	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道及び上水道以外の水の規定に適合するものとする。	○	15 転圧コンクリート	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道及び上水道以外の水の規定に適合するものとする。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる		

現行 (令和5年度版)							改訂版 (令和6年度版)							改定理由						
品質管理基準及び規格値 (案)							品質管理基準及び規格値 (案)													
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時間・頻度	概要	試験成績表欄に○を記載	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時間・頻度	概要	試験成績表欄に○を記載			
15	転圧コンクリート	製造(プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事1回/年以上	・総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上の試験、またはレイデーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	15	転圧コンクリート	製造(プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事1回以上/12か月	・総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上の試験、またはレイデーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	諸基準類の改定にともなう
15	転圧コンクリート	製造(プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCC-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事1回/年以上	・総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上の試験、またはレイデーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	15	転圧コンクリート	製造(プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCC-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事1回以上/12か月	・総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上の試験、またはレイデーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	諸基準類の改定にともなう
21	補強土壁	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	または、 「R1計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」	次の密度への締めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験【JIS A 1210 A・B法】もしくは92%以上(締固め試験【JIS A 1210 C・D・E法】) 【注】 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下管理単位)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 ・左記の規格値を満たしている規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチャ部における規格値は、下記のとおりとする。 【インテグララパレット構造の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 平均97%以上、かつ最小95%以上	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしている規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 【インテグララパレット構造の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 平均97%以上、かつ最小95%以上	○	21	補強土壁	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	または、 「R1計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」	次の密度への締めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験【JIS A 1210 A・B法】もしくは92%以上(締固め試験【JIS A 1210 C・D・E法】) 【注】 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下管理単位)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 ・左記の規格値を満たしている規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチャ部における規格値は、下記のとおりとする。 【インテグララパレット構造の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 平均97%以上、かつ最小95%以上	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしている規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 【インテグララパレット構造の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 平均97%以上、かつ最小95%以上	○	諸基準類の改定にともなう
22	吹付工	材料	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事1回/年以上及び及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	22	吹付工	材料	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	諸基準類の改定にともなう
22	吹付工	材料	その他	底層ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	工事開始前、工事1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	22	吹付工	材料	その他	底層ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	工事開始前、工事1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	諸基準類の改定にともなう
22	吹付工	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書	上水道水及び上水道水以外の水の場合: 塩化物イオン量: 200ppm以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/l以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日<90%以上	工事開始前、工事1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	22	吹付工	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書	上水道水及び上水道水以外の水の場合: 塩化物イオン量: 200ppm以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/l以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日<90%以上	工事開始前、工事1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる
22	吹付工	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書	回収水の場合: 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日<90%以上	工事開始前、工事1回/年以上及びスラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	22	吹付工	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書	回収水の場合: 塩化物イオン量: 200ppm/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日<90%以上	工事開始前、工事1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる
22	吹付工	製造(プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事1回/年以上	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種以上の試験、またはレイデーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭橋(橋所打杭、非簡基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(橋き以上)、面取工、橋門、橋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び橋、トンネル、補修、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	22	吹付工	製造(プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事1回以上/12か月	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種以上の試験、またはレイデーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭橋(橋所打杭、非簡基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(橋き以上)、面取工、橋門、橋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び橋、トンネル、補修、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	諸基準類の改定にともなう

現行 (令和5年度版)							改訂版 (令和6年度版)							改定理由						
品質管理基準及び規格値 (案)							品質管理基準及び規格値 (案)													
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	試験成績表による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	試験成績表による確認			
22	吹付工	製造 (プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規程 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水鏡 (内径2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	22	吹付工	製造 (プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規程 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水鏡 (内径2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	諸基準類の改定にともなう
22	吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は1回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018、503-2023) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ・小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水鏡 (内径2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	22	吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は1回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2023、503-2023) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ・小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水鏡 (内径2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	JSCE標準改定
22	吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JSCE-F 561-2013	3本の強度の平均値が材齢28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート (モルタル) を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1日に3本とする。	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	○	22	吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JSCE-F 561-2023	3本の強度の平均値が材齢28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート (モルタル) を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1日に3本とする。	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	○	JSCE標準改定
23	現場吹付	材料	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び及産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	23	現場吹付	材料	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び及産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	諸基準類の改定にともなう
23	現場吹付	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び及産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	23	現場吹付	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び及産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び及産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	諸基準類の改定にともなう
23	現場吹付	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2g/ℓ以下 溶解性懸濁物質の量: 1g/ℓ以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び及産地が変わった場合。	・その原水は、上水道及び上水道以外の水の規定に適合するものとする。	○	23	現場吹付	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2g/ℓ以下 溶解性懸濁物質の量: 1g/ℓ以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び及産地が変わった場合。	・その原水は、上水道及び上水道以外の水の規定に適合するものとする。	○	JSCE改定 諸基準の表記に合わせる
23	現場吹付	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及びスラッシュ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道及び上水道以外の水の規定に適合するものとする。	○	23	現場吹付	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び及産地が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道及び上水道以外の水の規定に適合するものとする。	○	JSCE改定 諸基準の表記に合わせる

現行 (令和5年度版) 品質管理基準及び規格値 (案)								改訂版 (令和6年度版) 品質管理基準及び規格値 (案)								改定理由						
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	試験成績表等による確認	改定理由				
23	現場吹付 法施工	製造 (JISマーク 表示されたレ ディミキストコ ンクリートを使用 する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	パッチミキサの場合 : JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 : コンクリート内のモルタル量の 偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏 差率: 0.7%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差 率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事1回/年以上	・小規模工種等で1工種当りの総使 用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合には1工種1回 以上の試験、またはレディミキ ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を 除く工種とする。(橋台、橋脚、 橋脚 (場所打杭、井筒基礎等)、 橋梁上部工 (桁、床版、高欄 等)、擁壁工 (高さ1m以上)、面 取工、樋管、樋管、水門、水塔 (内径2.0m以上)、護岸、ダム及 び堰、トンネル、舗装、その他こ れらに類する工種及び特記仕様書 で指定された工種)	○	23	現場吹付 法施工	製造 (JISマーク 表示されたレ ディミキストコ ンクリートを使用 する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	パッチミキサの場合 : JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 : コンクリート内のモルタル量の 偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏 差率: 0.7%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差 率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事1回/以上/12か 月	・小規模工種等で1工種当りの総使 用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合には1工種1回 以上の試験、またはレディミキ ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を 除く工種とする。(橋台、橋脚、 橋脚 (場所打杭、井筒基礎等)、 橋梁上部工 (桁、床版、高欄 等)、擁壁工 (高さ1m以上)、面 取工、樋管、樋管、水門、水塔 (内径2.0m以上)、護岸、ダム及 び堰、トンネル、舗装、その他こ れらに類する工種及び特記仕様書 で指定された工種)	○	諸基準類の改定 にともなう		
23	現場吹付 法施工	製造 (JISマーク 表示されたレ ディミキストコ ンクリートを使用 する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	連続ミキサの場合 : 土木学会規程 JSC-E-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容 積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事1回/年以上	・小規模工種等で1工種当りの総使 用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合には1工種1回 以上の試験、またはレディミキ ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を 除く工種とする。(橋台、橋脚、 橋脚 (場所打杭、井筒基礎等)、 橋梁上部工 (桁、床版、高欄 等)、擁壁工 (高さ1m以上)、面 取工、樋管、樋管、水門、水塔 (内径2.0m以上)、護岸、ダム及 び堰、トンネル、舗装、その他こ れらに類する工種及び特記仕様書 で指定された工種)	○	23	現場吹付 法施工	製造 (JISマーク 表示されたレ ディミキストコ ンクリートを使用 する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	連続ミキサの場合 : 土木学会規程 JSC-E-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容 積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事1回/以上/12か 月	・小規模工種等で1工種当りの総使 用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合には1工種1回 以上の試験、またはレディミキ ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を 除く工種とする。(橋台、橋脚、 橋脚 (場所打杭、井筒基礎等)、 橋梁上部工 (桁、床版、高欄 等)、擁壁工 (高さ1m以上)、面 取工、樋管、樋管、水門、水塔 (内径2.0m以上)、護岸、ダム及 び堰、トンネル、舗装、その他こ れらに類する工種及び特記仕様書 で指定された工種)	○	諸基準類の改定 にともなう		
23	現場吹付 法施工	施工	必須	コンクリートの圧 縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JSC-E F 561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置さ れた型枠に工事で使用すると同じ コンクリート (モルタル) を交付 し、現場で日間及び28日間試験後、 φ5cmのコアを切り取りキャッピング を行う。1日に6本 (σ7~3本、σ28 ~3本) とする。	・参考値: 18N/㎠以上 (材齢28 日) ・小規模工種等で1工種当りの総使 用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合には1工種1回 以上の試験、またはレディミキ ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。1工 種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の 場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行 う。 ※小規模工種については、スランプ 試験の項目を参照	○	23	現場吹付 法施工	施工	必須	コンクリートの圧 縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JSC-E F 561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置さ れた型枠に工事で使用すると同じ コンクリート (モルタル) を交付 し、現場で日間及び28日間試験後、 φ5cmのコアを切り取りキャッピング を行う。1日に6本 (σ7~3本、σ28 ~3本) とする。	・参考値: 18N/㎠以上 (材齢28 日) ・小規模工種等で1工種当りの総使 用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合には1工種1回 以上の試験、またはレディミキ ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。1工 種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の 場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行 う。 ※小規模工種については、スランプ 試験の項目を参照	○	JSC規準改定		
23	現場吹付 法施工	施工	その他	塩化物総量規制	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後 にわたる場合は、午前1回コンク リート打設前に行い、その試験結果 が塩化物総量の規制値の1/2以下の 場合は、午後の試験を省略するこ とができる。(1試験の測定回数と同 じ) 試験の判定は3回の測定値の 平均値。	・小規模工種等で1工種当りの総使 用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合には1工種1回 以上の試験、またはレディミキ ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。1工 種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の 場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行 う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、 「海砂の塩化物イオン含有率試験 方法」(JSC-C 502-2018、503- 2018) または設計図書の規定によ り行う。 ※小規模工種については、スランプ 試験の項目を参照	○	23	現場吹付 法施工	施工	その他	塩化物総量規制	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後 にわたる場合は、午前1回コンク リート打設前に行い、その試験結果 が塩化物総量の規制値の1/2以下の 場合は、午後の試験を省略するこ とができる。(1試験の測定回数と同 じ) 試験の判定は3回の測定値の 平均値。	・小規模工種等で1工種当りの総使 用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合には1工種1回 以上の試験、またはレディミキ ストコンクリート工場の品質証明 書等のみとすることができる。1工 種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の 場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行 う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、 「海砂の塩化物イオン含有率試験 方法」(JSC-C 502-2013、503- 2013) または設計図書の規定によ り行う。 ※小規模工種については、スランプ 試験の項目を参照	○	JSC規準改定				
24	河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種) のいずれ かを実施する。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値 が最大乾燥密度の92%以上。ま たは、上記により難い場合は、 飽和または空気間隙率の規定に 基づくことができる。 【砂質土 (25%≦75μmふるい通過 分<50%) 空気間隙率がVa≦15% 【粘性土 (50%≦75μmふるい通過 分) ] 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または 空気間隙率がVa≦10% または、設計図書による。	・最大粒径<100mmの場合に適用す る。 ・左記の規格値を満たしていても、 規格値を著しく下回っている 点が存在した場合は、監督職員と 協議の上で、(再) 転圧を行うも のとする。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点	24	河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種) のいずれ かを実施する。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値 が最大乾燥密度の92%以上。ま たは、上記により難い場合は、 飽和または空気間隙率の規定に 基づくことができる。 【砂質土 (25%≦75μmふるい通過 分<50%) 空気間隙率がVa≦15% 【粘性土 (50%≦75μmふるい通過 分) ] 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または 空気間隙率がVa≦10% または、設計図書による。	・最大粒径<100mmの場合に適用す る。 ・左記の規格値を満たしていても、 規格値を著しく下回っている 点が存在した場合は、監督職員と 協議の上で、(再) 転圧を行うも のとする。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点	24	河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種) のいずれ かを実施する。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値 が最大乾燥密度の92%以上。ま たは、上記により難い場合は、 飽和または空気間隙率の規定に 基づくことができる。 【砂質土 (25%≦75μmふるい通過 分<50%) 空気間隙率がVa≦15% 【粘性土 (50%≦75μmふるい通過 分) ] 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または 空気間隙率がVa≦10% または、設計図書による。	・最大粒径<100mmの場合に適用す る。 ・左記の規格値を満たしていても、 規格値を著しく下回っている 点が存在した場合は、監督職員と 協議の上で、(再) 転圧を行うも のとする。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点	○	諸手
25	海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種) のいずれ かを実施する。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値 が最大乾燥密度の90%以上。ま たは、設計図書による。	・最大粒径<100mmの場合に適用す る。 ・左記の規格値を満たしていても、 規格値を著しく下回っている 点が存在した場合は、監督職員と 協議の上で、(再) 転圧を行うも のとする。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点	25	海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種) のいずれ かを実施する。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値 が最大乾燥密度の90%以上。ま たは、設計図書による。	・最大粒径<100mmの場合に適用す る。 ・左記の規格値を満たしていても、 規格値を著しく下回っている 点が存在した場合は、監督職員と 協議の上で、(再) 転圧を行うも のとする。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点	25	海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種) のいずれ かを実施する。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値 が最大乾燥密度の90%以上。ま たは、設計図書による。	・最大粒径<100mmの場合に適用す る。 ・左記の規格値を満たしていても、 規格値を著しく下回っている 点が存在した場合は、監督職員と 協議の上で、(再) 転圧を行うも のとする。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点	○	諸手

現行 (令和5年度版) 品質管理基準及び規格値 (案)							改訂版 (令和6年度版) 品質管理基準及び規格値 (案)							改定理由					
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認	改定理由			
26	砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	または、 「R1計器を用いた 盛土の締め管理 要領(案)」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が規定乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 ※左記の規格値を満たしている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	26	砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	または、 「R1計器を用いた 盛土の締め管理 要領(案)」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が規定乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 ※左記の規格値を満たしている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	○	誤字		
27	道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	【砂質土】 ・ 盛土：次の密度への締めめが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・ 路床及び構造物取付け部：次の密度への締めめが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・ 路床、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトリアキペリヤが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500㎡未満：5点 ・ 500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・ 1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	27	道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	【砂質土】 ・ 盛土：次の密度への締めめが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・ 路床及び構造物取付け部：次の密度への締めめが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・ 路床、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトリアキペリヤが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500㎡未満：5点 ・ 500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・ 1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	○	誤字				
29	コンクリートダム	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	総乾密度：2.5以上 吸水率：[2023年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	29	コンクリートダム	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	総乾密度：2.5以上 吸水率：[2023年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○	発行に伴う変更 産地が変わった場合。
29	コンクリートダム	材料	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事1回/年以上及び産地が変わった場合。	○	29	コンクリートダム	材料	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事1回/年以上及び産地が変わった場合。	○	諸基準値の改定 にともなう	
29	コンクリートダム	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利； 工事開始前、工事1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石； 工事開始前、工事1回/年以上及び産地が変わった場合。	○	29	コンクリートダム	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利； 工事開始前、工事1回/以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石； 工事開始前、工事1回/以上及び産地が変わった場合。	○	諸基準値の改定 にともなう	
29	コンクリートダム	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事1回/年以上及び産地が変わった場合。	○	29	コンクリートダム	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事1回/以上及び産地が変わった場合。	○	諸基準値の改定 にともなう	
29	コンクリートダム	材料	その他	凍結解氷の水質試験	JIS A 5308附属書C	溶解性無機物の量：2g/ℓ以下 溶解性有機物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は30分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事1回/年以上及び水質が変わった場合。	○	29	コンクリートダム	材料	その他	凍結解氷の水質試験	JIS A 5308附属書C	溶解性無機物の量：2g/ℓ以下 溶解性有機物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は30分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事1回/以上及び水質が変わった場合。	○	JIS改定 諸基準の表記に 合わせる	
29	コンクリートダム	材料	その他	凍結解氷の水質試験	JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は30分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事1回/年以上及びスラッジ水の濃度は1回/日	○	29	コンクリートダム	材料	その他	凍結解氷の水質試験	JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は30分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事1回/以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	○	JIS改定 諸基準の表記に 合わせる	

現行（令和5年度版） 品質管理基準及び規格値（案）										改訂版（令和6年度版） 品質管理基準及び規格値（案）										改定理由
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	試験成績表欄による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	試験成績表欄による確認	改定理由		
29	コンクリートダム	製造（プラント） [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		29	コンクリートダム	製造（プラント） [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		諸基準類の改定にともなう		
29	コンクリートダム	製造（プラント） [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		29	コンクリートダム	製造（プラント） [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		諸基準類の改定にともなう		
29	コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規程値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の前測定回数3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50m未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m以上の場合は、50mごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 302-2018、500-2018）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋倉、橋脚、杭類（場所打杭、非筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、築造工（高さ10m以上）、面取工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び橋、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	29	コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規程値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の前測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 302-2018、500-2023）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋倉、橋脚、杭類（場所打杭、非筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、築造工（高さ10m以上）、面取工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び橋、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	JSCE標準改定			
30	覆工コンクリート	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砂石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合は除く。		30	覆工コンクリート	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砂石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合は除く。		諸基準類の改定にともなう		
30	覆工コンクリート	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		30	覆工コンクリート	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		諸基準類の改定にともなう		
30	覆工コンクリート	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕石、砂石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		30	覆工コンクリート	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕石、砂石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		諸基準類の改定にともなう		
30	覆工コンクリート	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/l以下 塩化イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。		30	覆工コンクリート	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/l以下 塩化イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。		JS改定 諸基準の表記に合わせる		
30	覆工コンクリート	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		30	覆工コンクリート	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日		JS改定 諸基準の表記に合わせる		
30	覆工コンクリート	製造（プラント） [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		30	覆工コンクリート	製造（プラント） [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		諸基準類の改定にともなう		
30	覆工コンクリート	製造（プラント） [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		30	覆工コンクリート	製造（プラント） [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く]	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		諸基準類の改定にともなう		

現行 (令和5年度版) 品質管理基準及び規格値 (案)							改訂版 (令和6年度版) 品質管理基準及び規格値 (案)							改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	備考	試験成績表等による確認		
30	竣工コンクリート (NATD)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること、3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	○	30	竣工コンクリート (NATD)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること、3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、 <b>工場の荷時に運</b> 車から運ばれた材料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースは打設場所を採取し、1回につき6個 (φ7・3個、φ28・3個) とする。	○	JIS改正	
30	竣工コンクリート (NATD)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	○	30	竣工コンクリート (NATD)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後に分かれる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	○	JSCE規準改定
30	竣工コンクリート (NATD)	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	○	30	竣工コンクリート (NATD)	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースは打設場所を採取し、1回につき6個 (φ7・3個、φ28・3個) とする。	○	JSCE規準改定	
31	吹付けコンクリート (NATD)	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書 JC	懸濁物質の量: 2g/ℓ以下 溶解性無機物の量: 1g/ℓ以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	○	31	吹付けコンクリート (NATD)	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書 JC	懸濁物質の量: 2g/ℓ以下 溶解性無機物の量: 1g/ℓ以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	○	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる	
31	吹付けコンクリート (NATD)	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書 JC	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	○	31	吹付けコンクリート (NATD)	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書 JC	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	○	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる	
31	吹付けコンクリート (NATD)	製造 (プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合 JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリート中のモルタル量の公差: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	○	31	吹付けコンクリート (NATD)	製造 (プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合 JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリート中のモルタル量の公差: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	○	○	諸基準準の改定にともなう	
31	吹付けコンクリート (NATD)	製造 (プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	○	31	吹付けコンクリート (NATD)	製造 (プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	○	○	諸基準準の改定にともなう	
31	吹付けコンクリート (NATD)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	○	31	吹付けコンクリート (NATD)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後に分かれる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	○	JSCE規準改定
31	吹付けコンクリート (NATD)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F 561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること、3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	○	31	吹付けコンクリート (NATD)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F 561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること、3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・骨材に海砂を使用する場合は、 <b>トンネル施工長40mごとに1回</b> 材齢7日、28日 (2・3・4回供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間開放後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本 (φ7・3本、φ28・3本) とする。	○	JSCE規準改定	
31	吹付けコンクリート (NATD)	施工	必須	吹付けコンクリートの初期強度試験 (引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G 561-2010)	1日強度で5N/㎡以上	○	31	吹付けコンクリート (NATD)	施工	必須	吹付けコンクリートの初期強度試験 (引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G 561-2010)	1日強度で5N/㎡以上	トンネル施工長40mごとに1回	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	○	JSCE規準改定
31	吹付けコンクリート (NATD)	施工	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ8cm以上18cm未満: 許容差 ±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差 ±2.5cm	○	31	吹付けコンクリート (NATD)	施工	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ6cm以上8cm未満: 許容差 ±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差 ±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	○	JSCE規準改定	
31	吹付けコンクリート (NATD)	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	○	31	吹付けコンクリート (NATD)	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・骨材に海砂を使用する場合は、 <b>トンネル施工長40mごとに1回</b> 、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	○	JSCE規準改定	